（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　略］

［2　略］

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

［削る］

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十三条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

（電子情報処理組織による手続等）

第二十四条　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　この省令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

2　登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2　同上］

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

（公表）

第二十三条　総務大臣は、登録検査等事業者等に係る次の事項を公表するものとする。

一　登録検査等事業者等の名称

二　登録検査等事業者等の住所

三　登録又はその更新の年月日

四　登録番号

五　有効年月日（登録検査等事業者（点検の事業のみを行うものを除く。）に限る。）

六　無線設備等の点検の事業のみを行うものにあっては、その旨

2　前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十四条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

［新設］